

プライスボード適正表示のポイント

適正表示は信頼されるお店づくりの第1歩。

「納車準備費用」等、
不適切な諸費用は請求できません!!

■初度登録(検査)年月 2020(R2)年 9月		■車名及び 主な 仕様区分 コートリ	
支払 総額	103.6	車両価格	90.0万円
		諸費用	13.6万円
万円			
<small>★3月現在、管轄支局登録、店頭納車の場合の価格です。 ★お客様の要望に基づくオプション等の費用は含まれていません。 ★支払総額には、保険料、税金(法定費用含む)、リサイクル預託金相当額、登録料に伴う費用(検査・登録手続代行費用及び車庫証明手続代行費用)等、購入時に最低限必要な全ての費用が含まれています。</small>			
■定期点検整備 付き ★定期点検整備費用を車両価格に含みます。		■保証 付き 3ヶ月 又は 3000km 部分保証 ★保証書が交付されます。 保証内容については保証書をご確認ください。	
■走行距離数 30km	■修復歴 なし ■使用歴 自家用	■車検証有効期限 検なし	■前使用者の 点検整備記録簿 無
一般社団法人 自動車公正取引協議会 会員店		公取協会会員番号 JU15	JU東京モーターズ

支払総額に含まれる諸費用

保険料

自賠責保険料

・月割りで算出(未経過相当額含む)

税金

(税金ではないが、税金に準じて扱うものを含む)

自動車重量税

・車検取得時(月割はなし)

自動車税種別割

・月割りで算出(未経過相当額含む)

自動車税(軽自動車税)環境性能割

・車両取得時(免税あり)

法定費用

・車庫証明(証紙/印紙代)
・検査登録(証紙/印紙代)

リサイクル預託金相当額

・「車両価格」に含まない場合

登録に伴う費用

(購入者が行うべき手続きを、購入者の依頼に基づき販売店が代行する場合に発生する費用)

検査登録代行費用

・登録手続代行費用
・検査費用(指定工場の場合)
・車両持込費用(認証工場の場合)

車庫証明手続代行費用

・車庫証明届出手続代行費用

※管轄外登録(届出)費用(県外登録の場合)、納車費用(店頭納車以外の
場合)は、購入者により要否が異なるため、支払総額には含まれません。

管轄外登録(届出)費用

・県外登録(届出)等、管轄外の運輸支局で登録(届出)する際の追加費用

納車費用(店頭納車以外の場合)

・購入者の指定する場所に車を納車するための費用

支払総額 =  +
車両価格

諸費用

保険料 税金

登録に伴う費用

JU東京

一般社団法人
自動車公正取引協議会
AUTOMOBILE FAIR TRADE COUNCIL

自動車売買注文書

JU東京モータース 御中

Tインボイス番号

下記の通り注文いたします。 申込日〇〇〇〇年〇月〇日

支払総額 円

車両情報

注文者情報

諸費用

お客様の要望に基づく
オプションの内容や金額

現金販売価格

車両価格
諸費用合計
付属品合計
値引き

支払条件

割賦金明細

税金・保険料・預り法定費用等（非課税）

手続代行費用等（課税）

- 自賠責保険料
- 自動車重量税
- 自動車税種別割
- 自動車税（軽自動車税）環境性能割
- 法定費用
- リサイクル預託金相当額
- 検査登録代行費用
- 車庫証明手続代行費用
- ※購入者により要否が異なるもの
管轄外登録（届出）費用
- 納車費用（店頭納車以外の場合）

特別仕様・付属品明細

ETC セットアップ料
メンテナンスパック
延長保証
ドライブレコーダー
ボディコーティング など

任意保険情報

下取車明細

納車準備費用
¥30,000

広告には安価な「支払総額」が表示されていたが、商談時に「保証」や「整備」の購入を強要された、「納車準備費用」を請求されたなどの「表示された価格では購入できない」というトラブルがあります。

<車両価格に含まれるべき費用> —「諸費用」として不適切な費用—

- | | |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 販売店が中古車を販売するにあたり、当然行うべき作業にかかる費用 | ▶「納車準備費用」や「通常仕上費用」等、その名称の如何を問わず、納車前の「車内清掃」、「洗車」、「クリーニング」、「ワックスがけ」等の費用 |
| 2) 納車前の最低限必要な点検・軽整備や、販売店が必ず実施する軽整備の費用、必ず付帯して販売する場合の「保証費用」や「定期点検整備費用」 | ▶「納車点検費用」や「納車整備費用」等、その名称の如何を問わず、納車前の「点検」や「オイル、バッテリー交換」等の軽整備の費用等
▶保証や定期点検整備の実施が条件である場合のその費用 |
| 3) その他、本来、販売する中古車の「車両価格」に含まれるべき性質のもの | ▶「土日祝納車費用」、「利益」、「販売手数料」、「オークション陸送費」、「広告掲載料」等 |

【諸費用として請求することはできません!!】

不当な価格表示に対する措置

初回から“**嚴重警告**”の措置

悪質な不当表示と判断された場合は

「事業者名の公表」、「最大 100 万円の違約金」

2 回目以降 再違反の場合は **「最大 500 万円の違約金」**



自動車公正取引協議会による不当な価格表示等に関する「実態調査」が実施されております。会員店の皆様におかれましては不当表示となることのないよう規約遵守の徹底をお願いいたします。
※公取加盟店以外の販売店に対しては、消費者庁（都道府県）から「措置命令」がとられます。



オプション品の購入は、お客様の選択に委ねる必要があります。

お客様の要望によりご購入いただいたことを明確にするため、注文書上も、**諸費用**と、**オプション品**は区別して記載することが望ましいと考えます。